

## 鳥インフルエンザの特定症状が疑われる 場合、すぐに通報してください！！

家畜伝染病予防法第13条の2により特定の症状を示した家畜を発見した獣医師または家畜所有者は、**速やかに**家畜保健衛生所へ届け出なければならないことになっています。

### 特定症状とは

#### 【対象家畜】

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

#### 【高病原性鳥インフルエンザの特定症状】

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間における平均死亡率の2倍以上となること。

なお、家きんの出荷等により家きん舎が空になっていた日が含まれる場合にあつては、これらの日を除く通算21日間とする。

家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、確認は家畜保健衛生所がするので通報は必ずして下さい。

#### 【高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】

家きんに対する鳥インフルエンザ検査\*1で、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原またはA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

\*1)動物用生物学的製剤を使用した場合

**確認**

**高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できないケースも届出をお願いします！**

鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。

5羽以上の家きんが、まとまって死亡し、又はまとまってうずくまっている場合。



沈うつ



肉冠の出血・チアノーゼ



突然死

過去に、第13条の2の届出要件を満たしているにもかかわらず、鳥インフルエンザ以外の要因による死亡を疑い、都道府県への届出が遅れた事例がありました。これは万一の本病発生の発見の遅れにつながるものであります。

**飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等**による家きんの死亡率の上昇があった場合でも、万一の本病発見や発生の拡大を防ぐために、**家畜保健衛生所で状況の確認をします**ので、自己判断せずに**必ず家畜保健衛生所までご連絡をお願いします！！**

家畜の病気に関するお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間の連絡は・・・090-5564-1018

土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817